

内部通報・外部通報制度のご案内

大阪市博物館機構では、適切な職務遂行及び社会的信頼の確保を目的として、「内部通報及び外部通報に関する規程」を制定し、通報の手続きを定めています。

通報者は、通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていると思慮した場合に通報ができます。

1. 通報の対象事実

法令、機構が定める規程、その他機構の定め等の違反、その他の不正な行為（当該行為が生じる恐れのある場合を含む。）が該当します。

通報者は虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的を持つ通報を行ってはいけません。

2. 通報ができる者

機構の役職員及び派遣契約、その他の契約に基づき機構の業務に従事する者が通報できます。

また、上記以外の外部（取引のある企業の従業員、退職者等）からの通報も受け付けます。

3. 通報の方法

通報に当たっては、通報票または同様の事項（自己の氏名、所属、連絡先、通報対象事実の内容、証拠の状況など）を記した書面を封書もしくは電子メールにて提出してください。

ただし、匿名による通報であっても、通報対象事実に対応可能な根拠がある場合は適切に対応します。

※通報対応の流れは別紙参照

4. 通報の窓口

◆内部窓口 地方独立行政法人大阪市博物館機構 事務局総務課内 内部監査室
〒540-0008 大阪府中央区大手前 4-1-32
メール：naibukansa@ocm.osaka

◆外部窓口 弁護士法人興和法律事務所 大阪市博物館機構外部受付窓口
〒541-0043 大阪府中央区高麗橋 3-1-14 高麗橋山本ビル 5階
メール：ocm-hotline@kowa-lo.com

※郵送またはメールでお送りください。電話、面談では受け付けておりません。

5. 通報者の保護等

通報者やその後の調査に協力した職員が、通報や調査に協力したことなどを理由に不利益な取扱いを受け

ることはありません。

<地方独立行政法人大阪市博物館機構内部通報及び外部通報に関する規程>

(通報者の保護)

第 11 条 機構は、通報者又は調査に協力した役職員等（以下「通報者等」という。）に対し、通報又は調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報者等が通報又は調査に協力したこと等を理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。

大阪市博物館機構 通報対応の流れ

